

及川沖電氣會社の争議、昭和五年の東京麻絲紡績會社、富士瓦斯紡績川崎及川程ヶ谷工場、東洋紡績及川合同紡績の合併による解雇問題、星製藥會社、東京電氣會社及び芝浦製作所の争議等大小多數の労働糾争の調停に乘り出しこの解決に奔走したが、元來本會の労働争議に對する態度は争議の調停にあらずよりは寧ろ之を未然に防止することに努め、争議の最悪化を計り、更に勞資間に於ける理解の増進を斡旋し、或は工場委員會、勞務管理の指導普及に努めると同時に労働者側及び資本家と懇談會を開催することに依り無用の紛争を極力避け一歩ることに盡力した。この意味よりして、後述の如く、本會の提唱にかかる労働委員會法の制定運動は正に時宜に適せしものであつた。今云れに就て述べるに先立ち、丁社

會政策時報 第百號の巻頭に掲げられた添田常務理事の巻頭言よりの引用を掲げて、當時に於けた協調運動が如何に至難の道をあつたか、又後述の労働委員會法の建設及川労働組合法の制定運動其の他の一連の建議活動の當時に於ける意義を理解する一助としよう。

丁一一大正九年と言へば、歐洲大戰の直後ロシア、ドイツ等の社會的動亂が起り、全世界が革命的昂奮の眞峰中に「改造」の方策を求めて焦つてゐる時代であった。當時我國產業界は戦争中約五ヶ年に涉り繁榮を持續するを得、爲めに未曾有の好景氣裡に大資本主義的組織の急激なる發育を成し得たのであるが、光輝銭き處陰影山亦濃く、資本主義經濟組織の發達に必然的に附隨する諸種の社會問題も亦急激に深刻さを増